

他県の経営見直しの状況

資料3

見直しの方向	県名 (実施)	見直しの内容
公社廃止 ・事業廃止 〔事業廃止ではないが 廃止に近い事例〕	群馬県 (H23～H25 予定)	<ul style="list-style-type: none"> 25年度の公社解散を目標に、23年4月に民事再生を申し立て、原則として土地所有者との契約解除を推進 解除できない分収林が残った場合は、別法人による管理を検討 県貸付金の返済不能額について債権を放棄
公社廃止 ・県営化	B-1 県営化 (破産手続)	—
	B-2 県営化 (任意整理手続)	<p>神奈川県 (H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の伐採收入で債務のすべてを解消することが困難 公社林の目的を環境保全重視に転換し、県営林との一体的管理による効率化 県が分収林を時価で引き受け（代物弁済）、回収不能額について債権を放棄 <p>青森県 (H24～H25 予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分収造林事業は企業的経営での再生が困難 分収林の持つ地域経済の振興、公益的機能など、公共財としての性格を考慮して県が承継 県が分収林を時価で引き受け（代物弁済）、回収不能額について債権を放棄予定 農林公社を廃止し、分収造林事業以外は新法人を設立して事業を継続
	B-3 分収見直し等改革取組後に県営化 (任意整理手続)	<p>山梨県 (H24～H28 予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分収見直し・期間延長に取組み後（5年後）、公社廃止・県営化 所有者の同意が取れない場合、分収林の持分所有権（6割）を県が承継して管理（伐採には所有者の同意が必要） 5年間、公庫等償還金を県が補助（25億円）した後、公庫等債務63億円を県が引受け 5年後（H28年度末）に、県が分収林を時価で引き受け（代物弁済）、回収不能額について債権を放棄
	その他	<p>岩手県 (H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県借入の返済が困難な状況から県営林事業と一元化し、県が管理 県が分収林を簿価で引き受け（代物弁済） <p>大分県 (H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> 皆伐跡地の再造林が期待しがたい状況であるため、非皆伐施業および公益的機能を重視した経営へ転換 県が分収林を簿価で引き受け（代物弁済） <p>茨城県 (H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公庫の債務を県が引受け、公社林で代物弁済 農林振興公社のため、林業部門のみ廃止し残りの事業は継続 <p>栃木県 (未定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分収造林事業のスキームが成り立たないことから、県営林への統合に合わせて公社を廃止する予定
公社存続	C-1 特定調停後に分収見直し等経営改善	<p>滋賀県 (H19～H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多額の債務の圧縮に向け、特定調停を申し立てたが、公庫債務は圧縮に応じず、県が債務引受け 県と下流団体の債務について、特定調停が成立し、県と下流団体がそれぞれ債権を放棄
	C-2 分収見直し等経営改善の中で公的支援	<p>岡山県 (H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> 皆伐跡地の再造林が困難な状況から、環境保全重視の経営に転換し、針広混交林へ誘導して土地所有者に返還 県の無利子貸付により公庫等債務を全額繰上償還し、債務の累増防止と利息負担を軽減 公社の経営目的を環境林整備に転換し、毎年10億円を40年間助成
	その他	<p>石川県 他 (H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分收割合を見直して公社を継続 <p>宮崎県 (H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> 借換えにも使途が拡大された公庫の利用間伐推進資金を活用し、過去の高金利借入金を繰上償還 県がこれまで予定していた貸付けだけでは資金不足となるため、県と市町村が新たに運営資金10億円を貸付けて支援する方針 <p>徳島県 (H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年後の県産材倍増や森林の公的管理（公有林拡大）、協働の森づくりなどの県の施策を展開するための推進機関として公社を存続し、経営規模拡大、分収林の買取り等を実施